0

 $\bigcirc$ 

※2013 年 9 月現在、都内を中心に 8 金融機関・61 店に本ニュースレターをお届けしています。

#### 地域金融機関の職員様向けニュースレター

# 顧客相談 プポート诵信

### NEWS LETTER

2013.9. Vol.43

発行:©行政書士 鉾立榮一朗事務所 〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101 TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

#### < 目 次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『自宅兼賃貸アパートと地方にある別荘の相続手続きサポート』
- ・編集後記



行政書士 鉾立榮一朗事務所 Change&Revival 株式会社 代表 鉾立 榮一朗 事業承継アドバイザー ECA 宅地建物取引主任者 ビジネス法務エキスパート® 1974 年生れ おひつじ座 B型 趣味:キャンプ、登山、サッカー 事務所代表者ブログを執筆中↓

刺激をシェアしよう! 検索 📐

## <ごあいさつ>

こんにちは、鉾立です。

先日、事務所に営業車を導入しました。

車選びでは、最後まで維持コストの安い 国産の軽自動車にするか迷いましたが、 最終的に伊社 FIAT500 に決めました。



ぜひ営業店の皆様でご回覧ください

やはりせっかく乗るなら、自分のテンションが上がるクルマの方がいい。 個人的には、いい投資になったと思っています。(5年間の借入れです。)

今後はこの FIAT500 とバイク (スーパーカブ 110) をうまく組み合わせ ながら、顧客サービスの向上を目指して行きたいと思います。

# <サポート事例>

## 『自宅兼賃貸アパートと地方にある別荘の相続 | 手続きサポート』

今回は、自宅兼賃貸アパートと地方にある別荘 の相続手続きをサポートした案件をご紹介しま す。

お父様(養親)のご相続が発生した T.K 様、H.K 様ご夫妻。預金の手続きについては、ご自分達で 手続きを済まされていましたが、自宅兼賃貸アパ ートと地方にある別荘の相続手続き、相続税申告 について、どう進めればいいのかお困りでいらっ しゃいました。

ご依頼後、当事務所で調査を進めたところ、自 宅の賃貸アパート部分は未登記、地方にある別荘

には亡きお母様の名義も残ってしまっていること が判明。いずれも相続財産として遺産分割協議書 に盛り込むことになりました。

その後、相続登記についてはパートナー司法書 士と連携、相続税申告についてはパートナー税理 士と連携し、トータルで相続手続きをサポートさ せていただきました。

#### くお客様の声>

■「さすがだな!と、感心しきりです」(相続手続 きサポート 西東京市 T.K 様 66 歳、H.K 様

62歳)

\* web でバックナンバーをご覧いただけます。≫

鉾立 事務所

## -<サポート事例>-

-当初、どのようなことでお困りだったのです」 か?

最初は、できることは自分達でやろうと思って、 預金の手続きだけはやりました。でもやはり、税 金と不動産のことはわからないですね。市役所の 無料相談も利用しましたが。

そうこうしているうちに、取引先の信金さんが 「知ってる専門家がいるのでお困りでしたらご紹 介しますよ」とおっしゃって下さって。

---何が決め手となって、業務を依頼したのです か?

信金さんとはかれこれ 45 年ぐらいの長いお付き 合いですし、向こうから心配して声を掛けて下さ

ったのがありがたかったですね。鉾立さんを紹介 していただいて、面談してすぐにお願いすること にしました。

――実際に業務を依頼されてみていかがでした か?

さすがだな!と、感心しきりです。自分たちで は到底出来なかったと思います。信金さんにもお 礼を言っておきます。

#### <信用金庫職員様の声>

■「全部まとめてやってもらえる」(杉並区 信用 金庫 課長 S.H 様)

## <相談業務引き出しメモ>

-お客様からご相談を受けた経緯についてお 聞かせください。

当初は、相続手続きは自分達でやるとお話さ れていました。ただ、預金だけだったらご本人 達でもできるでしょうけど、不動産もあったの で、「もしあれならうちで専門家をご紹介しまし ょうか」と、お声掛けをさせていただきました。

―なぜ当事務所を活用しようと思ったのです か?

ニュースレターをいつも拝見していて、何か あったらお願いしようと思っていました。今回 の話は、近場で動いていただける方で、なるべ く地元の方が良いと思いましたし、税金ことも

含めて全部まとめてやってもらえる方がベター だと思って、先生に連絡させていただきました。

―実際に当事務所の機能をご活用されてみてい かがでしたか?

助かりました!お客様も自分達ではできなかっ たと思います。

不動産に、うちの金庫の古い根抵当権が付いて いたのにはびっくりしましたが。(笑)

いつもにこやかで顧客本位の H 課長。今後の 益々のご活躍をお祈りしております!

# <編集後記>

9月19日(木)から9月23日(月)まで、クラ イアントさんが手がけている海外事業の現地視察 で、フィリピンのセブ市~ブトゥアン市に行って きました。実は初めての海外が、インテリアショ ップ勤務時代のフィリピン出張(商材の買い付け) だったので、フィリピンには何かと縁があるよう です。出張の様子については次回のニュースレタ ーでご紹介したいと思います!

行政書士 鉾立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、 お客様の"ハッピーな将来を実現する"お手伝いをしております。

#### <主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家庭の資金繰りサポート 貸地·借地 成年後見

■ 法人のお客様

会社·法人設立 営業許認可手続 資金調達·資金繰り 事業承継計画サポート 借入金整理 契約書作成

- **中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング**
- ◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナーの企画に ついてもお気軽にご相談ください。

お気軽に ご連絡ください!



## Change&Revival 株式会社

相談業務に役立つ小冊子 『間違いのない遺言書 の書き方 5つのチェッ クポイント』

無料進呈中

〒 167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 ■ ホームページ http://www.hokodate-jimusyo.com »

FAX 03-5311-0781 鉾立 事務所

※営業店異動の際は、大変お手数ですが当事務所までお知らせ頂けますと幸いです。